

渡部純三局長	<p>御起立願います。礼。御着席ください。</p> <p>総会の開催に先立ちまして、10月の人事異動に伴い、事務局職員に異動がございましたので、転出・転入となりました職員を御紹介させていただきます。</p> <p>まず、転出となった職員を御報告いたします。</p> <p>総務・農政班の田中千恵主任が市民課 石井支所に、転出いたしました。</p> <p>次に、転入となった職員を御紹介いたします。</p> <p>介護保険課から中村仁徳主任が農業委員会事務局 総務・農政班に配属されました。中村さんどうぞ。</p>
中村仁徳主任	<p>介護保険課から参りました中村仁徳と申します。</p> <p>平成18年度、19年度、20年度に農業委員会事務局に在籍しており、総務・農政及び転用・調整を担当させていただきました。改めましてよろしく申し上げます。</p>
渡部純三局長	<p>今後とも、どうぞよろしく願いいたします。御報告は以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>ただ今より第240回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の宮内祥二郎委員と和田淳一委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、潮見地区の宮内光樹推進委員と立岩地区の二宮推進委員に御出席を願っています。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号の11件の議案が提出されておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号～第3号までを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>

伊賀上大輔副主幹	<p>それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。</p> <p>令和5年8月26日～令和5年9月25日までに専決処理した案件は、4条届出が4件、5条届出が9件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、農地法により平成30年11月9日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は、農地法3条許可申請により他の就農者へ貸すとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>2番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>

伊賀上大輔副主幹

それでは、御説明いたします。

お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、あわせて御覧ください。

1番、譲受人は、農地約24アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2番、譲受人は、農地約20アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3番、譲受人は、農地約3アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

5番、6番は譲受人が同一人ですので併せて御説明いたします。

譲受人は、農地約415アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は、農地約79アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、譲受人は、農地約147アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、譲受人は、農地約111アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、譲受人は、農地約79アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を贈与により譲り受け、農業に精進するものでございます。

11番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

以上でございます。

寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>新規農業の案件が、4番、11番の2件であります。</p> <p>4番の案件は、所在地が潮見地区でありますので、宮内委員から説明をお願いします。</p>
宮内光樹推進委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありました4番の案件について、申請人は、潮見地区にお住まいで、この度、同地区内の農地を所有し、新規に農業経営を始めるものです。申請人の両親は同地区内で農地約130アールを耕作する農業者であり、申請人自らも幼いころから農業に携わっており、今後も農業後継者として真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたのでこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>続きまして、11番は、所在地が神和地区でありますので、福田委員から説明をお願いします。</p>
福田信次委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、神和地区の農地を譲り受けて、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>山岡美明副主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約33アールを耕作する農業者です。高齢となり農業経営や農地の維持管理に苦慮していることに加え、近隣関係者等から依頼があり、申請人自身の収入の安定を図るため、本申請地を貸露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。現段階で7台の利用申込みがあり、今後の需要も見込まれるとのことです。</p> <p>本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、本件は、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、例外許可事由に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>また、優良農地の転用であるため、今年23日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>2番、本件申請人は、農地約88アールを耕作する農業者です。高齢となり農業に従事するための体力が衰えつつあることに加え、老後の生活のために安定した収入を確保する必要があることから、本申請地を貸露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。申請地周辺の法人や住宅所有者から、既に利用申込みがあり、全ての区画を貸し出す予定となっています。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>

寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>議案第5号につきまして、本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>なお、1番は優良農地の案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は伊予鉄道梅本駅からおおむね500メートル以内に位置することから第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>4番、本件受人は、売電業等を行う法人です。</p> <p>本申請地は農用地区域内ですが、優良農地でも許可の対象となる営農型太陽光発</p>

電設備を、既に開設し利用しております。

令和2年11月6日付にて、3年間の一時転用として農地法第5条許可を受けており、引き続き事業を継続するための許可申請がなされたものです。

本申請は、パネル143枚の支柱となる0.181平方メートルについての3年間の一時転用許可申請であり、それ以外は、全面シキミが植栽され、パネル施設による特段の支障もなく生育しています。

また、本申請地は、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地、すなわち優良農地の案件として、今年23日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

5番、本件受人は、雄郡地区に事務所を置き、障がい者福祉サービス等を営む一般社団法人です。

当該法人は、利用者や家族の住環境に関する悩みを解消するため、福祉事業者の責務として、グループホーム事業に参入することを決定しました。そこで法律の基準や安全面などの条件から、本申請地を選定し、障がい者グループホームを建設したいと申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は松山市役所和気支所からおおむね500メートル以内に位置することから第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。

7番、本件受人は、運送事業やクレーン事業等を行う法人です。

業務の拡大に加え、既存施設周辺の住宅が増加し、安全の確保が困難となったことから、既存施設の一部を処分し、新たな拠点を確認するために、本申請地を露天駐車場兼露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。

本申請地の農地区分は、松山市役所北条支所粟井出張所からおおむね300メートル以内に位置することから、第3種農地と判断されます。

また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

以上でございます。

寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>7番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で所在が栗井地区でありますので、樋野委員から説明をお願いします。</p>
樋野定計委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、本件譲受人は、主に運送事業・クレーン事業・土木工事業を行っている会社です。この度、事業の拡大に伴って既存の駐車場が手狭になったため、本申請地を取得し、露天駐車場兼露天資材置場として利用したく申請に及んだものです。施工後の維持管理や被害防除もきちんとされることですので、地元としては了承いたしました。</p> <p>本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>なお、4番は優良農地の案件ため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「令和5年度第7号農用地利用集積計画」について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明します。</p> <p>本日の案件12件の内、使用貸借権の設定は15筆、賃借権が1筆、所有権移転が22</p>

住田 英俊 主幹	<p>筆で、設定総面積は3万2,907平米です。</p> <p>その内訳は、更新が16筆、売買が22筆となっています。</p> <p>番号8の譲受人は、約163アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号9番の譲受人は、約90アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号10の譲受人は、約82アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号11、番号12の譲受人は、約183アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号11の譲受人は、約254アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号19～番号22の譲受人は、約175アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、令和5年10月17日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
寺井 克之 会長	<p>議案第6号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p>
崎山 孝司 委員	<p>ちょっといいですか。</p>
寺井 克之 会長	<p>はい、どうぞ。</p>

崎山孝司委員	私の聞き間違いかもしれないのですが、番号10の権利の種類ですが、所有権移転贈与となっていますが、売買と聞こえたんですが、
住田英俊主幹	改めて、確認してお知らせします。
寺井克之会長	改めてお知らせすることによろしいですか。
崎山孝司委員	異議なしです。
寺井克之会長	<p>それでは、ほかにございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>これは税務署の制度ではありますが、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項等3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有する</p>

住田 英俊 主幹	<p>かどうかを判断し「適格者である旨の証明書」の交付を行うこととなっていますことから、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1及び番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
寺井 克之 会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について、御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井 克之 会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
住田 英俊 主幹	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>農地の相続人が、税務署にて租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受けた農地につきましては、相続後20年間適正な耕作及び管理を継続して行いますと、相続税は免除されます。</p> <p>今般、税務署より農業委員会に対し、現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>今回報告する案件は4件、15筆です。</p>

住田 英俊 主幹	<p>うち、耕作されている農地や草刈りを行い、いつでも耕作可能な状態で保全管理されている農地が13筆、申告以降に農地の一部が倉庫や遊休農地となっているものが2筆ありました。</p> <p>なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
寺井 克之 会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について、御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井 克之 会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
伊賀上 大輔 副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和5年8月26日～令和5年9月25日までに専決処理した案件は、27件で届出内容は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>

寺井克之会長	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第11号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の『農地』に該当するか否かの判断について」議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明します。</p> <p>本日御審議いただく案件は、2件ございます。</p> <p>番号1は、潮見地区、番号2は、新浜地区となっておりますので、私から状況を御説明させていただいた後、それぞれ対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。</p> <p>番号1は、令和5年8月28日、番号2は、令和5年9月14日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。</p> <p>対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。</p> <p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。</p> <p>資料の1ページ～5ページは、番号1の潮見地区、6ページ～13ページは、番号2の立岩地区に関する資料となっております。</p> <p>まず、番号1から御説明いたします。</p> <p>番号1は、令和5年9月6日に所在地である潮見地区の寺井委員と宮内推進委員、伊台地区の吉岡委員、久枝地区の野本推進委員、和気地区の木本委員と森川推進委員、堀江地区の大西推進委員に事務局職員も同行し現地調査を実施しました。</p>

住田英俊主幹	<p>2ページは、対象地を記載した地図の位置図です。</p> <p>3ページは、登記簿の写しです。</p> <p>4ページは、公図の写しです。</p> <p>5ページは、対象地を撮影した写真です。</p> <p>次に、番号2は、令和5年9月14日に所在地である立岩地区の二宮推進委員、難波地区の高橋委員、浅海地区の原田委員に事務局職員も同行し現地調査を実施しました。</p> <p>7ページは、対象地を記載した地図の位置図です。</p> <p>8～10ページは、登記簿の写しです。</p> <p>11ページは、公図の写しです。</p> <p>12～13ページは、対象地を撮影した写真です。</p> <p>以上、2件の説明を終わります。</p> <p>御審議いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>1番の案件は、所在地が潮見地区でありますので宮内光樹推進委員から説明をお願いいたします。</p>
宮内光樹推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和5年9月6日に、私と潮見地区の寺井委員、伊台地区の吉岡委員、久枝地区の野本推進委員、和気地区の木本委員、森川推進委員、堀江地区の大西推進委員、事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、潮見地区の吉藤5丁目乙609番です。</p> <p>今回申し出があった農地は、もともと山林でしたが、昭和34年ごろ柑橘栽培をするため畑として地目を変更し、耕作していました。しかし、高齢により耕作しなくなり、相続してからも何年も耕作されておらず、現在は雑木が密集して生え、周辺の山林と一体化している状態となっております。周りも山林であるため、農地として復旧しても農地利用が見込まれず、農地性はないと地元では判断しました。</p> <p>御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

寺井克之会長	次に、2番の案件は、所在地が立岩地区でありますので二宮推進委員から説明をお願いします。
二宮正志推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和5年9月14日に、私と原田委員、高橋委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は立岩地区で、申し出のあった土地は、猿川甲23番と猿川甲25番と猿川甲34番です。</p> <p>元々は、野菜を栽培していた畑でしたが、20年前に相続した後は労働力不足により耕作されておらず、現在は農地へ行く道もなく、雑木等が繁茂し山林と一体化している状態でした。</p> <p>そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性は無いと判断しました。</p> <p>御審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>1番及び2番は、全て地元委員の説明どおり、非農地という判断で御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案11件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局から連絡事項等あればをお願いします。</p>

住田英俊主幹	<p>それでは、次回の総会の日程についてです。</p> <p>来月の第241回総会は、11月10日、金曜日、午前10時30分からこちらの会議室で開催する予定です。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>連絡事項は、以上です。</p>
寺井克之会長	<p>以上をもちまして本日の第240回総会を閉会します。</p>
渡部純三局長	<p>御起立願います。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前11時2分閉会</p>